

第十三章 「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る憲法九条を活かした取り組みを強める

(一) 世界の平和の流れ

大国の横暴と核兵器使用の危機

ロシアによるウクライナ侵略は4年目を迎え、イスラエルによるガザの殺戮も続いています。核兵器使用の威嚇も繰り返されています。ロシアによるウクライナ侵略を契機にフィンランド、スウェーデンのNATO加盟、フランスのマクロン大統領によるフランスの「核抑止力」を欧州全体に拡大する構想や、ポーランドが米国の核兵器を自国に配備することを要求するなど「軍事対軍事」「核対核」の方向が強まっています。アジア、太平洋でも、NATOと日米軍事同盟の連携強化など、軍事同盟網の強化が推し進められ、一方でロシア・北朝鮮との軍事的連携強化の動きも生まれています。

米トランプ政権の蛮行と孤立

米トランプ政権が誕生し、ロシアのウクライナ侵略の容認、イスラエルのガザ殺戮の容認とアメリカのガザ所有、iranへの爆撃など自由、民主主義、国際法を無視した覇権主義的な政策を推し進めています。しかし、このような暴挙によってトランプ政権は矛盾と孤立を深めています。世界の自由貿易経済体制を破壊する関税引き上げに対して、米国内を含め世界中で批判が高まり、追加関税を90日間延期する修正に追い込まれています。ロシアのウクライナ侵略に対する「和平」交渉も、思惑通りにはいかず、トランプ大統領は、仲介から離脱警告を行いました。米国内外でも、国民の批判は高まり、4月5日には全米50州1400か所で300万人が抗議行動が行われました。

日本被団協のノーベル平和賞受賞と核兵器禁止条約の平和の流れ

2024年12月、日本被團協がノーベル平和賞を受賞し、核兵器禁止条約と世界の平和運動に大きな影響を与えています。核兵器禁止条約の第3回締約国会議が3月に開かれ、画期的な「政治宣言」が採択されました。今回、注目されるのは、宣言が「日本被團協のノーベル平和賞受賞が締約国の決意を支え、新たな希望を与えるものとなつた」と述べ、日本被團協と市民社会の役割を強調しました。また宣言は「この不安定な環境において、外交を促進し、多国間主義を強化するうえで重要な役割を果たしている」と述べ、アメリカ、ロシアが国際法を軽視、蹂躪する下で禁止条約が国際連帶、多国間主義を推進する力となつてゐる点です。また、宣言は「核抑止力への依存の強化、核兵器の継続的な保有など、国際的な動きを警戒・憂慮している」として、「核抑止力」論とのたたかいを強調、会議では核抑止力が人道上だけでなく、安全保障上も誤つてゐるとの指摘が行われました。

2026年NPT再検討会議の準備委員会（25年4、5月）では、現在の世界の危機的状況を解決するために圧倒的の多数の国が核保有国に対し、核軍備撤廃の第6条の義務、保有国自身も合意した核兵器をなくすとの過去の再検討会議の合意の実行を迫りました。

核兵器禁止条約への署名国は94か国、批准国は73か国（24年9月時点）にまで広がっています。

（二）日本政府の大軍拡

石破政権は、多くの国民が物価高騰にあえぐ中、8兆7000億円もの軍事費を計上し、トランプ政権の中国包囲戦略に協力して大軍拡、「拡大抑止」の強化を図つています。

日本の自衛隊が戦争の最前線に

中国は、南シナ海や東シナ海の領有権を主張し、軍事基地を建設するなど国際法違反の実効支配を強めています。一方アメリカは、日本、韓国、オーストラリア、NATOの同盟国を動員して日本から東南アジア、インド洋に至る対中国包囲網を強化しています。重要なのは、その中心に日本が据えられていることです。25年2月の石破首相とトランプ大統領との首脳会談で、アメリカは「核を含むあらゆる能力を用いた、日本防衛に対する米国のゆるぎないコミットメント」を強調し、いざという場合、核兵器の使用を表明。さらに「台湾海峡の平和と安定を維

持することの重要性」を強調し、「台湾有事」の際には、日本も軍事協力することを表明しました。

3月に開かれた日米防衛相会談では、自衛隊と米軍の運用面での協力を一層強化するために、在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始が発表され、これにより、米軍の指揮下に自衛隊を動員し、対中戦争の第一線で自衛隊が攻撃任務をもつて参戦する体制づくりが始まりました。ヘグセス米国防長官は「日本は西太平洋でいかなる不測の事態に直面しても最前線に立ち、互いに支えあいながらともに戦う」と述べ、自衛隊が最前線で米軍とともに戦う役割を担うと明言しました。

サイバー攻撃による被害を防止するとして能動的サイバー防御法が成立しました。しかし、この法律は、①憲法が保障する「通信の秘密」を侵害し、②自衛隊と警察が憲法と国際法に反した先制攻撃に踏む込む危険すらあるもので、この法律の廃止を国に求めます。

(三) 被爆80年、今こそ被爆国の役割を果たす日本に

今年、2025年は広島・長崎の被爆から80年目の節目です。昨年の日本被団協がノーベル平和賞を受賞して、世界的にも、また日本でも平和の流れが強まっています。日本政府に核兵器禁止条約への調印（署名）・批准・参加を求める意見書決議は、4月時点で、717自治体議会で採択され、県、市区町村合計1788自治体の40%となっています。4月の朝日新聞の世論調査では、「核兵器禁止条約に日本も参加を」の声が73%にのぼり、「日本は自立した外交を」の声も68%に上っています。

日本政府は、トランプ政権の無謀な要求はきつぱりと拒否すべきです。そして戦争にならないように、国連憲章と戦争放棄・戦力不保持の憲法9条を生かした平和外交で、問題解決の先頭に立つべきです。世界で唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加し、アメリカの「核の傘」に頼る安全保障政策を大きく転換するべきです。

日本共産党の「外交ビジョン」と日中共同声明

いま政治がとりくむべきは、戦争の準備でなく、平和の準備——9条を生かした外交によって日本の平和を確保し、東アジアに平和をつくりだすことです。日本共産党は、東南アジア諸国連合（ASEAN）と協力し、東アジアサミット（EAS）を発展させて、東アジアの全体を東南アジアのような戦争のない平和の地域にしてい

く「外交ビジョン」を提唱してきました。

また、日中両国関係を前向きに打開するための「提言」を両国政府に提起し、2008年の日中共同声明に明記された「双方は互いに脅威とならない」など、すでに両国政府間に存在する「共通の土台」に着目して、平和と友好の関係をつくることを提起しています。4月に日中友好議員連盟で訪中した際にも日本共産党・志位議長は中国側に対し、「互いに脅威とならない」という原則を示し、中国側も「重視している」と述べ、この原則を確認しました。

(四) 第二の基地県・神奈川の基地の状況

神奈川の米軍基地の特徴

日本における第2の基地県となつてゐる神奈川の米軍基地の特徴は、次の5つです。

- ① 日米空母2隻体制による戦争の一大出撃拠点になつてゐることです。横須賀は米第7艦隊の母港であり、海上自衛隊の空母「いずも」の母港でもあり、空母を中心とした打撃軍の出撃拠点になつています。
- ② 日米戦争司令部の拠点となつてゐることです。横須賀には、米第7艦隊司令部があり、海上自衛隊の自衛艦隊司令部があります。座間には米太平洋陸軍前方司令部、相模原には米陸軍ミサイル司令部などアジア太平洋への前方展開のための司令部があります。
- ③ 兵站・整備の拠点となつてゐることです。横浜ノースドックでは揚陸艇を中心とする輸送部隊があり、横須賀補給センター、相模補給総合補給廠など西太平洋最大級の事前集積基地になつていています。
- ④ 情報収集活動の拠点になつてゐることです。横浜ノースドックは情報収集艦の中継基地であり、厚木基地は海上監視・偵察を任務とする海上自衛隊・第3航空隊があり、米海軍は日米の情報収集拠点と位置付けています。
- ⑤ 宇宙、サイバー、電子戦の拠点ともなつてゐることです。相模総合補給廠には在日米軍唯一のミサイル部隊司令部があり、座間には米国防衛星通信の地上通信基地の拠点があります。衛星通信を使った情報処理、統合指揮統制までサイバー領域の重要な役割を担つています。

これだけの基地強化と日米一体化の下で周辺住民は、米軍による数々の犯罪や事故、騒音、PFASなどの環境破壊など住民の命と安全を脅かす基地被害にあつてきました。これら米軍基地、自衛隊基地の縮小、返還は急

務です。米軍の犯罪を許してきた日米地位協定は改正すべきです。

(五) 川崎市の平和問題に対する姿勢について

本市は、1982年6月8日に全国の政令市で最初に、核兵器廃絶平和都市宣言を行ないました。それはたいへん格調高いもので、「川崎市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立つて、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する」としてています。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、まさに世界的に核兵器廃絶の国際世論が高まっています。おりしも今年は被爆80周年です。いまだに世界には地球を何度も壊しても余るほどの核兵器があり、その使用の危険が高まっています。市長は「施政方針」で「核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として、戦争体験を風化させず、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に広く継承する取り組みを進める」と述べられましたが、いまこそイニシアティブを発揮し世論の先頭に立つときです。

問われるるのは唯一の被爆国である日本の姿勢です。本市としても継承している核兵器の非人道性は被爆者の皆さんによつて国際社会の共通認識となりました。ところが日本政府は、核兵器が平和の抑止となるとして、「核の傘」をとなえ核兵器廃絶に背を向けています。核兵器廃絶平和都市宣言を行つてゐる本市の市長は、いまこそ、日本政府に対して核兵器の廃絶を求め、核兵器禁止条約を批准すること、締約国会議にオブザーバー参加することを求めるべきです。

自衛隊への名簿提出

川崎市は2017年度から、防衛省の求めに応じて、自衛隊に対し対象者の名簿を提出しています。その人数は、2025年度、18歳12496人、22歳14624人の計27120人、8年間で21万人にも及びます。神奈川県内では、名簿を提出しているのは33自治体のうち14自治体にとどまります。市は自衛隊法第97条、同法施行令第120条及び川崎市個人情報保護条例の除外規定などを根拠に挙げていますが、どれも名簿提出を正当化する根拠とはなりません。川崎市は、即時、自衛隊への名簿提出を中止すべきです。区民祭などで行つてゐる自衛隊の

体験コーナーなどは、直ちに中止すべきです。

- 1 国に対して、戦争する国つくりの政策に反対し、核廃絶を目指す姿勢を貫く。
 - ① 非核三原則（核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず）の法制化とともに、核兵器禁止条約の署名、批准をすること、核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加することを国に求める。
 - ② 国に対して秘密保護法、安保法制＝戦争法、共謀罪の廃止を求める。
 - ③ オスプレイ配備の反対と低空飛行訓練の中止を求める。
 - ④ 市の施設や民間施設を使った軍事訓練を拒否し、自治体を戦争に動員するような国の指示権には従わない。
 - ⑤ 宮前区の自衛隊・艦艇装備研究所は返還して、市民のために活用する。
- 2 「平和首長会議」「非核自治体協議会」へ市長は参加し、広島市・長崎市などとの連帯・交流を深め、平和首長の行動計画に基づき川崎市として「核兵器廃絶」を求める具体的な行動計画を作る。
- 3 平和推進事業費（平和推進補助事業費も含む）は減額され続けている。平和施策の特別の推進を図るためにもこれららの予算の増額をする。
- 4 平和事業を市民参加で進めるために、「(仮称) 平和推進委員会」を立ち上げ、施策の充実を図る。
- 5 「核兵器廃絶平和都市宣言」の普及に努める。各学校で「平和都市宣言」を掲示するとともに、平和施策の普及を図る。新本庁舎にも掲示する。
- 6 平和館や市内に残る戦争遺跡等を活用するなど「平和教育」「平和学習」の推進を図る。
 - ① 子どもの平和学習を進めるために、引き続き「平和大使」の助成を行う。
 - ② 平和館を活用し戦争・被爆体験を聞く機会を増やす。
- 7 「平和教育」の推進を図るために、市内の小中学校を対象にした「反核・平和作文コンクール」を再開する。
 - ③ 市民の平和活動を支援する「平和推進事業補助金制度」の各企画に対する補助金を増額する。
 - ④ 市民の平和学習を保証し、企画などへの後援や公共施設の利用を推進する。
 - ⑤ 巡回平和展は、地域のボランティアの協力を得るなど、創意工夫で体制を充実し、引き続き各区で開催する。
 - ⑥ 改定された平和ノートの活用を推進する。市民に広く周知していくとともに、小・中学生には配布する。
- ⑦ 2018年、地域文化財に指定された貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の

- 平和教育に活用する。2018年度に「旧陸軍登戸研究所の遺構群」を第1回川崎市地域文化財として決定した。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。（再掲）
- ⑧ 市内にある旧日本軍の壕や施設などを調査し、保全に努める。特に生田緑地内や周辺の壕の調査を進め、調査・保存に努める。

⑨ 戦争に関する証言に加え、被爆者の証言・資料収集、編集などを実行。証言映像など制作された資料を編集し各図書館に置くなど、市民が気軽に活用できるようとする。

⑩ 日本の侵略戦争の実相、他民族に与えた被害、朝鮮人強制連行、強制労働、旧日本軍「慰安婦」の実態など、市としても積極的に掘り起こし、市民に知らせる。

7 「平和館」事業の充実を図る。

① 平和館の来場者数は2024年度46772（+11992）人となりました。展示企画事業費は2024年度270万円（+20）で10年前とほとんど変わっていない。平和事業の重要性を考え、予算の大幅なアップを行う。

② 平和館のより積極的な活用は、専門家とともに市民参加で検討し、計画に反映させる。

③ 平和館・平和公園が米軍基地跡地に建設された経過など、平和館の由来もパンフレットや館内表示をするなど市民に知らせる。

④ 平和問題の研究・調査に当たっては、現在の嘱託の専門職員をはじめ、学問・実践に秀でた専門家の協力を得るなど、チームで調査研究を進める。また、それにふさわしい予算を措置する。

⑤ 「川崎と戦争」（川崎の軍需産業、朝鮮人連行、旧陸軍登戸研究所、川崎の空襲など）の調査を引き続きすすめるとともに、その成果を展示するなど市民に公表する。

⑥ 平和館の展示内容は、子どもにもわかりやすくするため、アナウンスの子ども版を作る。引き続き教育関係者などの意見などを展示内容に反映させる。来館した子どもの感想などを参考にしながら、内容の充実を図る。また、小中学校の見学会など学校教育の一環として利用できるよう、教育委員会と連携する。

⑦ 平和館の蔵書数は、現在12263冊（+1冊）ですが、基本構想通り10万冊を確保する。

⑧ 平和館のホームページ、フェイスブックを、資料などのタイトルを一覧表で紹介したり、来館者の感想などを

紹介するなど、充実させる。他都市や大学機関（立命館大学・国際平和ミュージアム）等の平和館などへのリンクもはる。

8 憲法を遵守し、自衛隊への協力は行わない。

- ① 憲法の平和原則を遵守する立場を堅持する。
- ② 国民保護計画は撤回する。

③ 「東京湾非核宣言」を関係自治体にも働きかけ、その実現を目指す。川崎港の「非核宣言」を率先して行い米第7艦隊の東京湾への入港を拒否するよう関係都市と連携を図る。

④ 防衛省が、全国約300の自衛隊基地にある建物を核兵器などの攻撃に耐えるようゼネコン関係者と意見交換し、艦艇装備研究所川崎支所（宮前区）も対象になっている。この研究所の基地強化は中止することを国に要望する。

⑤ 「栗木マイコン地区・南黒川地区地区計画に基づく建築物等の用途等に関する指導基準」で定めているように、武器製造に関連する企業に対しては、市の土地を貸したりするなど、軍事利用につながる協力はしない。武器や軍事的な装備品を展示する企画に対して、市の施設は貸さない。

⑥ 米軍及び自衛隊の音楽祭の後援は行わない。この音楽祭への小・中・高校生の出演は行わない。区民祭への自衛隊の出店は中止する。

⑦ 自衛隊への名簿提出、自衛官の募集業務は、中止する。中・高校生の自衛隊勧誘の協力は行わない。また、学校への自衛官募集のポスターの掲示も行わない。

⑧ 退職した自衛官の役職者採用は中止する。

⑨ 市立中学校での「総合的な学習の時間」などを利用した自衛隊への体験入隊や職場体験学習は、働きかけてくる自衛隊出張所側の目的としても、また、内容的にも自衛官募集業務の一環として行われており、今後、行わないよう学校に徹底する。

9 原爆症認定制度の抜本的改善を求めた原爆症認定集団訴訟（「新しい審査の方針」改定、2013年12月以降）では、結審した地裁92件中52件で原告側勝訴（2025年7月現在）しています。その間、2度にわたり認定審査方針の見直しを行わせましたが、被爆の実態にも司法の判断にも、みあつたものになつていません。

- ① 「原爆被爆者援護条例」を制定し援護事業を充実させる。

②

被爆者の健康被害と生活難の対策をより充実させる。